

別記第1号様式

行政処分公表票

被 処 分 者	認定証・届出証明書番号	北海道旭川方面公安委員会 第12000032号
	氏名又は名称	大雪サービス株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 大野 茂樹
	主たる営業所の所在地	北海道上川郡上川町本町201番地
	処分に係る営業所の名称及び所在地	大雪サービス株式会社 北海道上川郡上川町本町201番地
処分年月日		令和6年3月18日
処分内容		営業停止命令 令和6年5月1日から令和6年6月14日までの45日間
処分理由・根拠法令		【処分理由】 主たる営業所に対する立入検査を実施したところ、警備員に対する教育け怠（警備業法第21条第2項）、契約前後書面不交付（警備業法第19条第1項、第2項）警備員名簿等の虚偽記載及び不整備（警備業法第45条）違反が判明したもの。 【根拠法令】 警備業法第49条第1項（営業の停止）
処分を行った公安委員会		北海道旭川方面公安委員会

注1）処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。